

【傷病手当金・出産手当金の算定方法】 ※平成28年4月1日以降の支給分より

傷病手当金・出産手当金支給額のベースとなる標準報酬日額の算定方法が、被保険者期間が1年以上か、1年未満かによって下記のとおり異なります。

※ 支給開始時に算定した標準報酬日額は、支給終了まで変更になりません。

① 被保険者期間が1年以上の場合

$$\left[ \begin{array}{l} \text{支給開始日以前の直近の継続した} \\ \text{12ヵ月の各月の標準報酬月額} \\ \text{の平均額} \end{array} \right] \div 30 \times 2/3$$

例) 支給開始日が12月の場合

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

標準報酬日額： [1～12月の各月の標準報酬月額を平均した額]  $\div 30 \times 2/3$

② 被保険者期間が1年未満の場合

AかBのいずれか少ない額

A.被保険者期間の標準報酬月額平均額  $\div 30 \times 2/3$

B.前年度9月末における全被保険者の標準報酬月額平均額  $\div 30 \times 2/3$